

盛岡広域振興局長告示第1号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第8条第1項の規定により、次のとおり土地改良区の土地改良事業計画の変更の認可の申請を適当と決定した。

なお、同条第6項の規定により、平成26年1月14日から同年2月10日まで関係書類を縦覧に供する。

平成26年1月10日

盛岡広域振興局長 杉原永康

| 土地改良区名（所在地）      | 地区名 | 縦覧書類                | 縦覧場所                       |
|------------------|-----|---------------------|----------------------------|
| 一方井土地改良区（岩手郡岩手町） | 一方井 | 当該決定に係る土地改良事業計画書の写し | 盛岡市役所玉山総合事務所、八幡平市役所及び岩手町役場 |